

八王子市休日保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）において保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育する休日保育事業（以下「休日保育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日曜等 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日のうち、12月29日から1月3日までを除いた日をいう。
- (2) 年末 12月29日、30日及び31日をいう。
- (3) 年始 1月1日、2日、及び3日をいう。
- (4) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的として法第35条第4項の規定により設置された施設
- (5) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定された施設
- (6) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定される保育事業
- (7) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定される保育事業
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定される保育事業
- (9) 認証保育所 法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）で定める要件を満たし、かつ、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）で定める要件を満たし、東京都知事が認証した施設
- (10) 八王子市内に居住 市内に生活の拠点がある者、又は市外在住者で里帰り出産並びに疾病等により市内に帰省している場合、祖父母（親族）の看護・看病のために実家に帰省している者をいう。

(対象児童)

第3条 休日保育の対象児童は、八王子市内に居住する健康で集団保育が可能な児童のうち、日曜等に保育を必要とする者で、休日保育を受ける日の年齢が満1歳に達するものから小学校就学の始期に達する前までの間にあるもの（以下「対象児童」という。）とす

る。

(利用の要件)

第4条 休日保育は、日曜等において保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象児童について休日保育を実施する。

- (1) 保護者の就労形態等により、保育を提供する必要があるとき。
- (2) 保護者の傷病等により、保育を提供する必要があるとき。
- (3) 保護者の冠婚葬祭等により、保育を提供する必要があるとき。
- (4) 保護者の育児疲れ解消等により、保育を提供する必要があるとき。
- (5) その他第1号から前号までに類する状態により、保育を提供する必要があるとき。

(休日保育料)

第5条 休日保育を利用しようとする対象児童の保護者は、当該児童が保育を受けるための費用（以下「休日保育料」という。）を、市が指定する期日までに支払わなければならない。

2 休日保育料の額は、3,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる次の各号のいずれかに該当するときは、休日保育料を無料とする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の認定（同法第19条第1項第2号及び同項第3号の認定を受けたものに限る。次号において同じ。）を受けた支給認定子どもである対象児童が、当該認定に基づいて保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業において当該認定に係る保育又は特定地域型保育の提供を受けており、当該児童の休日保育を必要とする事由が同条に基づく支給認定証に記載された保育の必要性の事由と同じ場合
- (2) 認証保育所において保育を受けている対象児童が、子ども・子育て支援法第20条の認定を受けている場合

(休日保育料の不還付)

第6条 既納の休日保育料は、還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(実施保育所)

第7条 休日保育を実施する保育所は、次の各号のいずれにも該当するこの市の区域内に存する保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業で、市長の指定を受けた保育所等（以下「実施保育所」という。）とする。

- (1) 利用定員が10人程度であること。

(2) 開所日は原則として日曜等であること。ただし、年末及び年始の期間はこの限りではない。

(3) 開所時間が原則として1日11時間であること。

(4) 実施保育所の施設類型に応じて、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 保育所

利用する児童の数に応じて、保育士を児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。）第33条の規定に基づいた配置をすること。

イ 認定こども園

利用する児童の数に応じて、保育教諭等（幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。）を、幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。）第5条第3項、それ以外の認定こども園にあつては認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。）第2の一に基づいた配置をすること。

ウ 小規模保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条の規定に基づいた配置をすること。

エ 事業所内保育事業

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第44条もしくは第47条の規定に基づいた配置をすること。

(5) 休日保育を利用する児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

（事業開始届）

第8条 実施保育所は、事業開始前に八王子市休日保育事業開始届（第1号様式）を市長に届け出なければならない。

（実施時間）

第9条 休日保育の実施時間は、午前7時30分から午後6時30分までの間で、保護者と実施保育所の施設長が協議のうえ決定する。

(保育士の配置)

第 10 条 この事業を担当する職員として保育士（有資格者）を 1 日当たり 3 人以上配置する。

2 開所時間中は、保育士 2 人以上（うち 1 人以上は常勤職員）を常時配置する。また、常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。

(昼食)

第 11 条 休日保育における昼食は、保護者が用意し、間食は実施保育所が用意する。

(申込み)

第 12 条 休日保育を利用する保護者は、実施保育所の定める方法により申し込むものとする。

(利用登録)

第 13 条 休日保育の利用を希望する対象児童の保護者（以下「登録申請者」という。）は、特別保育児童登録カード（第 2 号様式）により実施保育所に利用登録をしなければならない。

2 前項までの規定により、登録を認める決定をしたときは、実施保育所は市長へその旨通知する。

3 登録の有効期間は、登録日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

4 登録申請者は、登録内容に変更が生じた場合は、その旨実施保育所を通じて市長に届け出なければならない。

(利用手続)

第 14 条 休日保育の利用を希望する者は、実施保育所に休日保育申込書（第 3 号様式）を提出し、利用に係る協議を行わなければならない。

2 休日保育の利用を希望する場合又は利用に係る申込内容を変更する場合は、休日保育利用日の 3 営業日前（土・日曜、祝日、年末年始を除く。）までに実施保育所に申し出なければならない。

(利用の制限)

第 15 条 市長は、利用日において保育を実施することが児童の安全管理に支障を来すおそれがあると判断した場合には、休日保育事業の利用を制限することができる。

(利用の解除)

第 16 条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、児童の登

録の取り消し又は利用の停止をすることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用目的に反する行為があったとき。
- (3) 実施保育所の指示に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、休日保育を利用させることが不相当と認められるとき。

(運営費)

第17条 市長は、休日保育に係る運営費として、八王子市民間保育所支弁要綱、八王子市施設型給付費等（幼保連携型及び保育所型認定こども園）支弁要綱、八王子市施設型給付費等（幼稚園型及び地方裁量型認定こども園）支弁要綱及び地域型保育給付費支弁要綱の規定に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

2 前項に規定する経費の交付については、実施保育所の請求に基づき支払うものとする。

(報告)

第18条 施設長は、市長が別に定める時期までに、休日保育事業月別報告書を市長に提出しなければならない。

(書類の整備、保存)

第19条 施設長は、休日保育事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備し、5年間保存しておかなければならない。

(事業の変更等)

第20条 事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに八王子市休日保育事業変更・廃止承認申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業を廃止しようとするとき。
- (3) その他、設備等に変更等があるとき。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は廃止を承認したときは八王子市休日保育事業変更・廃止承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

第21条 この要綱に定めるもののほか、休日保育の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 0 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。